

子育て



第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント募集

「第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて広く市民の皆さまから意見を募集します。

●**閲覧・意見募集期間** 12月25日②～1月14日④

●**意見を提出できる方** ▶市内在住、在勤、在学中の方 ▶市内に事務所や事業所を有する方 ▶市に納税義務のある方 ▶本計画案に利害関係のある方

●**閲覧場所** 市HP、保育課、湯津上支所、黒羽支所

●**提出方法** 郵送、FAX、メール、窓口のいずれかで提出

※詳細は市HP(12月25日④公開開始)をご覧ください。

問保育課 本3階

〒324-8641 大田原市本町 1-4-1

TEL 0287-23-8769

FAX 0287-23-7632

✉ hoiku@city.ohawara.tochigi.jp

制度改正後児童手当の手続きについて

10月分からの新制度移行にあたり、該当者には申請依頼通知を8月中旬に発送し、10月1日時点で申請していない方には10月7日付で再度お知らせしています。

児童手当は、申請することにより受給資格を得るものです。未申請の方は、お早めに申請してください。

【大学生年代のお子さまを養育している方】

第3子加算の算定対象となる大学生年代の生計費などを負担している方が、第3子加算の手当を受給するためには、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。該当する方で未提出の方は、お早めにご提出ください。

※詳細は市HPをご覧ください。

【制度改正後児童手当の支給について】

制度改正後の支給日は年6回(偶数月10日。10日が④⑤⑥の場合は直前の平日が支給日)となり、支給月の前2月分が支給されます。

制度改正により支払通知書が廃止となります。手当額については通帳などによりご確認ください。

問子ども幸福課 本3階

TEL 0287-23-8932



健康・福祉



救急医療情報キットを備えませんか

高齢の方や障害のある方に対し、「救急医療情報キット」を配付しています。緊急時の迅速かつ適切な医療活動に役立ちます。

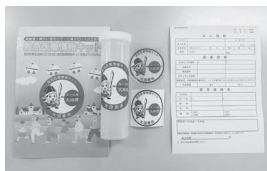
●**対象者** 大田原市に住所を有し、次のいずれかにあてはまる方

▶65歳以上のひとり暮らしの方(日中ひとりになる方も含む)

▶65歳以上の高齢者のみの世帯(日中高齢者のみになる世帯も含む)

▶身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

●**キットの内容** 筒形の保管容器、救急医療情報用紙(緊急連絡先・かかりつけ医・緊急時の対応方法など記載)、マグネット、シール



●**費用** 無料

●**申請方法** 高齢者幸福課、湯津上支所、黒羽支所、大田原市社会福祉協議会のいずれかの窓口申請書兼同意書を提出

※申請書などは申請窓口にて配布しています。(代理申請可)

問高齢者幸福課 本3階

TEL 0287-23-8740

ゲートキーパー養成講座参加者募集

自殺対策研修の一環として、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげるための「ゲートキーパー養成講座」を実施します。

●**日時** 1月29日④ 10:00～12:00

●**場所** 市役所本庁舎 1階 102会議室

●**対象者** 市内在住または在勤の方

●**定員** 30名(先着順)

●**費用** 無料

●**講師** 大橋 房子氏(とちぎいのちの電話事務局長)

●**申込方法** 1月27日④までに健康政策課まで電話で申し込み

問健康政策課 本3階

TEL 0287-23-8704

大人の食育講座を開催します

元気の毎日を過ごすために、「食」を中心に健康について学ぶことができる講座です。この講座を修了し、希望する方は、大田原市食生活改善推進員(食を通じた健康づくりのボランティア)として食育活動を行うこともできます。

●**日時** ①1月17日④、②1月29日④、③2月14日④、④2月27日④、⑤3月12日④ 各回10:00～15:30

※④⑤は調理実習を行う予定です。

●**場所** ①～③生涯学習センター、④⑤金田北地区公民館

●**対象者** 大田原市在住の18歳以上で①～⑤のすべての日程に参加できる方

●**定員** 20名(先着順)

●**費用** 1,000円

●**持ち物** 筆記用具、水分補給のための飲み物、エプロン、三角巾

●**申込方法** 12月16日④～27日④に健康政策課へ電話で申し込み

問健康政策課 本3階

TEL 0287-23-7601

大田原市でリフォームをするならLIXILリフォームショップ七浦建設におまかせください

毎週土日
開催中

リフォーム相談会開催

冬のあったかリフォーム

お気軽にご相談ください!

窓の結露対策リフォームしませんか?

内窓「インプラス」で

住まいのことなら

LIXILリフォームショップ 七浦建設

お問い合わせは

Web予約フォーム

0287-47-4701



ホームページ



〒324-0021 大田原市若草1-1330 営業時間 9:00～17:30 休業日 水曜・祝日

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。

傾聴ボランティア養成講座参加者募集

傾聴とは、相手の話だけでなく、心まで受け止めるものです。近年では、あらゆる場面で役に立つ理念・技能として注目されています。あなたも傾聴を学んでみませんか。

●日時 1月14日(火)、17日(金)、20日(日) 13:30～15:30

●場所 市役所本庁舎1階 会議室

●対象者 市内在住または在勤の方で3回全日程に出席できる方

●定員 30名(先着順)

●費用 無料

●講師 黒川 貢 氏(栃木県傾聴ボランティア連絡協議会会長)

●内容 ▶傾聴の技術習得▶傾聴ボランティアへの参加

●申込方法 1月8日(水)までに健康政策課へ電話で申し込み

問申健康政策課 本3階

TEL 0287-23-8704

歯科健診はお済みですか？

後期高齢者を対象とした歯科健診を下記のとおり実施しています。入れ歯を使用している方や歯がない(少ない)方も受診できます。健診を受けて、誤えん性肺炎などの予防につなげましょう。

5年に1度しか対象になりませんので、対象となる方はぜひこの機会に受診してください。

●実施期間 2月28日(金)まで

●健診場所 市内の歯科医療機関

※受診券に添付されている一覧表からお選びください。

●対象者 市内在住の栃木県後期高齢者医療制度に加入されている方で以下の誕生日の方

▶昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ

▶昭和18年4月2日～昭和19年

4月1日生まれ

▶昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ

※受診券は5月に対象者に郵送しています。受診券を紛失された方は再発行しますのでご連絡ください。

※受診日時点で、保険の資格を喪失していたり市外転出をしている場合は受けられません。

●受診回数 期間中に1人1回

●費用 無料

※健診実施後の治療費は有料です。

●検査項目

▶基本的な項目…歯や入れ歯、歯周組織などの状態・噛み合わせ状態ほか

▶口腔機能評価…嚙む・飲み込むなどの口の機能

問国保年金課 本2階

TEL 0287-23-8928



大田原市健康長寿都市推進委員会健康講座開催

大田原市健康長寿都市推進委員会と国際医療福祉大学の共催で、健康講座を開催します。

●日時 1月21日(水) 13:30から1時間程度

●場所 県北体育館 メインアリーナ

●定員 200名程度(定員に到達次第、受付を終了)

●費用 無料

●講師 鹿児島大学医学部 牧迫 飛雄馬 教授

●内容 ▶健康長寿のための運動についての講演▶運動実践(体育館シューズ、飲み物などを持参のうえ、動きやすい服装でご参加ください)

●申込方法 12月16日(月)～1月14日(水)にメールまたは電話で申し込み(電話の場合は、開庁日の9:00～17:00)

※同日10:00から、国際医療福祉大学教員および学生による、スポーツに関するイベントも開催予定です。詳細は市HPをご覧ください。

問申健康政策課 本3階

TEL 0287-23-8704



第3次健康おおたわら21計画パブリックコメント募集

現在、本市では、国が示す基本方針「健康日本21(第三次)」を踏まえ、「第3次健康おおたわら21計画」の策定を進めています。この計画素案に対するパブリックコメントを実施します。

●閲覧・意見募集期間 12月18日(水)～1月14日(水)(窓口での閲覧は、平日8:30～17:15)

●閲覧場所 市HP(12月18日(水)公開開始)、健康政策課、湯津上支所、黒羽支所

●意見を提出できる方▶市内在住、在勤、在学中の方▶市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体▶市に納税義務のある方▶本計画素案に利害関係のある方

●提出方法 所定の用紙または任意の用紙に「第3次健康おおたわら21計画素案」と記載し、住所、氏名、連絡先を明記の上、直接または郵送、FAX、メールで提出(電話受付不可) ※郵送の場合1月14日(水)消印有効

●意見の取扱い 提出された意見は、内容を検討し、これに対する市の考え方を後日公表します。個々の意見に対して個別回答は行いません。提出者の氏名その他個人情報公表しません。また、募集の趣旨に直接関係のない意見については、取扱いしません。

問健康政策課 本3階

TEL 0287-23-7601

FAX 0287-23-7632

✉ kenkou@city.ohatawara.tochigi.jp



元気だから通えるフィットネス型介護予防サービス

足腰の衰えが心配な方、一人では運動が続かない方、運転をやめて自宅で過ごす時間が増えた方にオススメです。楽しく体操して、いつまでも自分の足であるきましょう！

まずは見学にお越しください。お電話お待ちしております！

早稲田イーライフ大田原
0287-53-7390

大田原市中央1-3-15 トコトコ大田原1階(蔵の向かい)

ちょっと出かけて
みませんか？



※財源確保のため、有料広告を掲載しています。

広告

ジェネリック医薬品(後発医薬品)をご利用ください

年金・国保



ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、効能・効果が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品をいいます。ジェネリック医薬品は、開発費を低く抑えることができるため、薬価が安くなっています。医療費の適正化のため、ジェネリック医薬品をご利用ください。

問 国保年金課 本 2階

☎ 0287-23-8857

税



ストップ! 滞納 地方税徴収強化中

市税や保険料(市税など)を滞納すると、納めた方との間で負担の公平さを欠くこととなりますので、滞納者に対し財産調査をし、予告なく財産の差押えをすることを強化しています。

●令和5年度の実績

▶財産調査 61,529件

▶財産差押 1,228件

▶差押えにより徴収した件数 1,517件

▶差押えにより徴収した金額 85,473千円

●**納期限内に納付を** 市税などは、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。納期限内に納めない方がいると、財源不足となり、市民サービスに支障をきたします。

また、その市民サービスに使われるべき貴重な市税などが「督促状の経費など、市税などを徴収するために使われる」ことになってしまいます。

【納税・滞納処分Q&A】

Q1:借金があるから税金が払えません。

A1:滞納処分上では、法律によって、税金はすべての債務(借金含む)に優先すると定めてあります。別段の定めがある場合を除き、私的債務より税金が優先されます。(地方税法第14条)

Q2:いきなり差押えはひどすぎませんか？

A2:市税などは納期限内納付が大原則です。納期限が過ぎて20日後には督促状が発送されますが、その日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは「差し押えな

ければならない」と明示してあります。(地方税法第331条など)

Q3:個人の財産を勝手に調べて差押えるのはプライバシーの侵害ではないですか？

A3:市税などを滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき、市には滞納者の財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関、勤務先、保険会社などの関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に関しても情報提供の制限から除かれています。

Q4:小額滞納でも差押えはするのですか？

A4:金額の大小にかかわらず、税負担の公平性を確保するためにも差押えは行われます。「小額の滞納だから差押えられないはず…」というは誤った思い込みです。

問 税務課 本 2階

☎ 0287-23-8703

家屋の新築・増築・取り壊し・所有者の変更などはありませんか

家屋の固定資産税は、毎年1月1日の現況に基づいて課税されます。住宅や店舗などの建物だけでなく、物置や車庫なども、①土地への定着性、②外気分断性、③用途性の要件を満たせば課税の対象となります。今年、家屋の状況に変更があった場合は、税務課までご連絡ください。

▶**新築・増築した**…担当職員が訪問し、家屋調査します。

▶**家屋を取り壊した**…次年度から課税されないよう、担当職員が現地確認します。

▶**未登記の家屋の売買や相続・贈与などをした**…「未登記家屋名義変更届」を提出してください。

問 税務課 本 2階

☎ 0287-23-8864

固定資産税償却資産の申告

償却資産(会社や個人で工場や商店、アパートなどを経営している方が事業のために所有している事業用資産)をお持ちの方は、令和7年1月1日現在の資産の状況について1月31日(金)までに申告してください。

●申告対象となる主な償却資産

①構築物(舗装路面、フェンス、看板、受変電設備、煙突、鉄塔など)

②機械および装置(旋盤、ポンプ、各種製造設備の機械・装置、太陽光発電設備など)

③車両および運搬具(貨車、客車、大型特殊自動車など)

④工具、器具、備品(パソコン、医療機器、測定工具、机、椅子など)

●申告対象外の償却資産

①耐用年数1年未満の資産または取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの(いわゆる小額償却資産)

②取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの(いわゆる一括償却資産)

③法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

④自動車税及び軽自動車税の対象となるもの

⑤無形減価償却資産(特許権、漁業権など)

※①②の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

問 申税務課 本 2階

☎ 0287-23-8864

もうすぐ65歳、75歳になる方へ

介護保険料、後期高齢者医療保険料は、年金天引き(特別徴収)が始まるまでは、納付書(普通徴収)で納めることになります。口座振替(自動払込)のお手続きをすると、登録完了後は納期限日に指定口座から自動で振替納付されるため、大変便利です。

65歳、75歳到達前に口座振替のお手続きをしておく、初回から振替を開始することができます。

●**申込先** 足利銀行、栃木銀行、大田原信用金庫、白河信用金庫、烏山信用金庫、那須信用組合、那須野農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)

●**必要なもの** ▶口座振替をする預貯金通帳 ▶通帳届出印 ▶保険料額通知書

●**申込方法** 窓口備付けの「大田原市公金口座振替依頼書兼解約届」に必要事項を記入し、届出印を押して各金融機関に申し込み

※申し込みから振替開始まで40~50日程度かかります。

●その他口座振替ができる税金 ▶市
県民税▶固定資産税・都市計画税▶軽
自動車税(種別割)▶国民健康保険税

●令和7年度から変わります

振替日に残高不足などで引き落と
しできなかった場合、口座再振替通
知書を送付していましたが、令和7
年4月から再振替通知書を送付せず
に翌月15日に再振替を行います。

【口座振替に関すること】

問 税務課 本 2階

☎ 0 2 8 7 - 2 3 - 8 6 3 9

【介護保険料に関すること】

問 高齢者幸福課 本 3階

☎ 0 2 8 7 - 2 3 - 8 6 7 8

【後期高齢者医療保険料に関すること】

問 国保年金課 本 2階

☎ 0 2 8 7 - 2 3 - 1 1 2 0

マイナンバーカードを使って自宅
からスマホで確定申告

確定申告は、e-Tax・スマホ申告が便
利です。マイナンバーカードとスマ
ホ(マイナンバーカード読取対応)が
あれば、国税庁HP「確定申告書等作成
コーナー」を利用して確定申告を行
うことができますので、ぜひご利用
ください。相談はチャットボットや
電話(国税専用ダイヤル☎0 5 7 0 -
0 0 - 5 9 0 1)でもできます。

【メリットいっぱい！マイナンバー
カード方式】

▶マイナンバーカードとスマホがあ
れば、24時間いつでも申告できます。
▶画面の案内に沿って入力すれば、
自動計算されます。

▶過去の申告データを利用して自動
入力できます。

▶青色申告決算書・収支内訳書もス
マホで作成可能。

▶還付申告の場合、e-Taxなら早期還
付されます。

▶スマホのカメラで源泉徴収票が自
動入力されます。

▶スマホ申告は、専用画面を用意し
ています。

▶マイナポータル連携により、一部
の所得控除などが自動入力されます。

【リンク先】①動画で見る確定申告

②確定申告書等作成コーナー

③マイナポータル連携



問 大田原税務署

☎ 0 2 8 7 - 2 2 - 3 1 1 8

税務署での相談をご検討の方へ

1月6日(月)～2月14日(金)までは、
確定申告会場はありません。相談を
希望される方は、2月17日(月)～3
月17日(日)の確定申告期間中に、確
定申告会場へお越しください。

※2月14日(金)以前に所得税・個人消
費税・贈与税の申告相談を希望さ
れる場合は、事前に相談日時など
を電話予約いただく「事前予約制」
となりますので、予約なくお越し
いただいても対応できません。

※確定申告会場への入場には入場整
理券が必要です。国税庁LINE公式
アカウントを通じたオンラインで
の事前発行がスムーズです。

問 大田原税務署

☎ 0 2 8 7 - 2 2 - 3 1 1 5

令和7年度農業用軽油免税証の交
付申請受付について

●日程

交付日	地区
1月28日(火)	湯津上
1月29日(水)	黒羽①(須賀川、両郷、黒羽)
1月30日(木)	黒羽②(川西)、金田①(北金丸)
1月31日(金)	金田②(赤瀬、奥沢、上奥沢、鹿畑、 北大和久、倉骨、南金丸)
2月3日(日)	金田③(市野沢、乙連沢、小滝、 富池、練貫、羽田)
2月4日(火)	大田原・金田④(荒井、今泉、 岡、戸野内、中田原、町島)
2月5日(水)	親園
2月6日(木)	野崎・佐久山

●受付時間 各日とも9:15～11:30、
13:00～15:00

●場所 栃木県那須庁舎 201・202 会
議室(大田原市本町 2-2828-4)

●必要書類 使用者証、報告書、納品
書、耕作証明書(※1)、交付手数料
420円(※2)

(※1)面積が増えたなど、追加の申請
をする場合に必要です。

(※2)申請区分が使用者証の継続の
場合は不要です。

(※3)機械に変更がある場合は、変更
内容のわかるもの(メモなど)
をお持ちください。

●注意事項 ▶会場での追加の申請
は、各指定交付日の午後の受付時間
に受け付けます。▶初めて申請する
方は、事前に下記へご連絡くださ
い。▶表記開催期間内であれば、指
定交付日以外の日にちでも申請が可
能です。▶駐車場は那須野が原ハー
モニーホール第2駐車場をご利用

ください。

問 栃木県大田原県税事務所(栃木県
庁那須庁舎 1階)

☎ 0 2 8 7 - 2 3 - 4 1 7 2

くらし



「ITなんでも相談所」を開設します

スマートフォンやタブレットの操
作方法、アプリの使い方、各種設定
など、日常で困っているITに関する
お悩みを気軽に相談いただける
「ITなんでも相談所」を開設します。

●日時・場所 ▶12月9日(日)15:00～
17:00 金田北地区公民館▶12月16
日(日)15:00～17:00 両郷地区公民館
▶12月23日(日)15:00～17:00 親園地
区公民館

※上記の時間内でご都合の良い時間
にお越しください。

●対象者 どなたでも(申し込み不要)

●費用 無料

●その他 一般社団法人おかえり集学
校(片田集学校)の講師が対応します。

問 情報政策課 本 6階

☎ 0 2 8 7 - 2 3 - 8 9 5 9

ごみ減量にご協力ください

毎年、年末年始にかけてごみの量
が増え、ごみステーションに入りき
らないごみによるトラブルが増加し
ます。また、ごみの処理には多くの
費用(税金)を要します。ごみ減量に
ご協力ください。ごみが減らない場
合、ごみ処理費用を指定ごみ袋に上
乗せする「ごみ処理の有料化」を行う
こととなります。ごみ袋が現在の約
2倍の価格になる可能性があります。

●ごみ減量のポイント ▶必要なも
のかどうか、よく考えてから購入す
る。▶リサイクルできる雑紙類、段
ボール、紙パック、白色トレイ、容
器包装プラスチックなどは、もやせ
るごみではなく資源ごみで出す。▶
食べ物を残さず食べ切る、必要な分
だけ購入するなど、食品ロスが発生
しないようにする。▶生ごみは十分
に水を切る、買った食材は傷まない
うちに使い切るなど、生ごみを減ら
す。▶まだ使えるものは、必要な人
に譲る、リサイクルショップに売る
など、ごみにならない方法を考える。

問 生活環境課 本 2階

☎ 0 2 8 7 - 2 3 - 8 7 0 6